



会報

行政むろらん

平成28年6月3日発行

発行者 大谷賢一
編集責任者 窪田則道
0142-82-3226
委員 後藤隆

No.152 発行所 北海道行政書士会室蘭支部

平成28年度 室蘭支部 定時総会開催

平成28年度室蘭支部定時総会が5月13日(金)ホテルサンルート室蘭にて開催されました。

土井理事による開会の挨拶、大谷支部長挨拶、ご来賓からの祝辞を頂戴し、議事の審議へと進行致しました。

中島会員が議長に選出され、平成27年度事業報告・収支決算報告、平成28年度事業計画案・収支予算案等の議事に入り質疑応答の後、満場一致でそれぞれ可決・承認されました。総会終了後は懇親会にて和気藹々とした雰囲気の中、積極的な情報・意見交換が行われました。

<定時総会の様子>



<懇親会の様子>



総会構成員数 52名
出席者 22名
委任出席者 2013名
議長 中島 民生 会員
議事録記録人 窪田 則道 会員
議事録署名人 吉田 卓哉 会員
安田 満 会員

<ご来賓>

◆札幌司法書士会室蘭支部 支部長 小林 進 様
◆札幌土地家屋調査士会室蘭支部 支部長 梅林 伸充 様
◆北海道行政書士会 副会長 小林 八重子 様
◆北海道行政書士会苫小牧支部 支部長 清野 甲次 様
◆北海道行政書士会日高支部 支部長 菊池 淳史 様

北海道行政書士会室蘭支部

行政書士大谷賢一事務所内

〒059-0032 登別市新生町2丁目13番地6

TEL0143-86-3360

FAX 0143-86-3330

本会の動き

| 日時 | 会議等 | 支部からの出席者 |
|-------|-------------|--|
| 3月4日 | 研修部全体会議 | 土井理事 |
| 3月9日 | 新入会員登録証交付式 | 土井理事 |
| 3月17日 | 常任理事会 | 土井理事 |
| 3月18日 | 理事会 | 土井理事、高橋理事 |
| 4月4日 | 職務上請求書確認委員会 | 土井理事 |
| 4月14日 | 新入会員登録証交付式 | 土井理事 |
| 4月15日 | 常任理事会 | 土井理事 |
| 5月2日 | 職務上請求書確認委員会 | 土井理事 |
| 5月17日 | 新入会員登録証交付式 | 土井理事 |
| 5月26日 | 常任理事会 | 土井理事 |
| 5月27日 | 平成28年度 | 大谷支部長、甲田副支部長、高橋(正美)会員(以上、代議員) 土井副支部長、高橋理事 |

支部の動き

支部理事会

- ◆平成28年3月22日(火) 17:30 第4回理事会開催 中小企業センター
- ◆平成28年4月5日(火) 17:30 第5回理事会開催 中小企業センター
- ◆平成28年4月20日(水) 17:30 第6回理事会開催 中小企業センター

平成28年度くらしの無料相談会実施状況

(50音順・敬称略)

<室蘭市>

| 実施月 | 実施場所 | 相談員 | 相談件数 |
|-----|----------|-----|------|
| 3月 | 中小企業センター | 三浦 | 4件 |
| 4月 | 中小企業センター | 高橋 | 5件 |
| 5月 | 中小企業センター | 高橋 | 3件 |

<登別市>

| 実施月 | 実施場所 | 相談員 | 相談件数 |
|-----|------------|-----|------|
| 3月 | 鉄南ふれあいセンター | 安部 | 5件 |
| 4月 | 鉄南ふれあいセンター | 安部 | 1件 |
| 5月 | 鉄南ふれあいセンター | 安部 | 2件 |

<伊達市>

| 実施月 | 実施場所 | 相談員 | 相談件数 |
|-----|-----------|-----|------|
| 3月 | カルチャーセンター | 堀 | 0件 |
| 4月 | 市民活動センター | 吉田 | 2件 |
| 5月 | 市民活動センター | 高橋 | 0件 |

<洞爺湖町・豊浦町>

| 実施月 | 実施場所 | 相談員 | 相談件数 |
|-----|-------------|-----|------|
| 3月 | 豊浦中央公民館 | 後藤 | 4件 |
| 4月 | 洞爺湖ふれあいセンター | 後藤 | 1件 |
| 5月 | 豊浦中央公民館 | 後藤 | 2件 |

<壮瞥町>

| 実施月 | 実施場所 | 相談員 | 相談件数 |
|-----|-----------|-----|------|
| 3月 | 壮瞥町ゆーあいの家 | 堀 | 0件 |
| 5月 | 壮瞥町ゆーあいの家 | 窪田 | 0件 |

支部研修開催状況

- ◆平成28年3月25日 PM5:30~PM7:00
 - ・業務情報交歓会
 - 司会進行: 甲田副支部長
 - 開催場所: 中小企業センター
- ◆平成28年5月21日 PM2:30~PM5:00
 - 解体工事業の解説
 - 経営事項審査の虚偽防止対策の強化について
 講師: 一般社団法人 建設業情報管理センター 東日本支部
 開催場所: 中小企業センター1F



行政書士業務の中から毎回テーマを絞り、主に基本的な内容について、業務の流れやポイントを記述していくコーナーです。
第五回目は遺言業務です。

業務の流れ

①要件の確認

まずは相談者から以下の内容を確認およびヒアリングする。

<相談者と遺言者との関係の確認>

遺言者本人からの依頼なのか、それ以外からの相談なのかを最初に確認する。※正式な遺言書作成依頼は遺言者本人以外からは受任しない。

<相続等関係の確認>

遺言者と相続人または受遺者との関係を一通り聞き、その場で簡単な関係図にまとめる等して確認する。

<遺言内容のヒアリング>

どのような遺言内容にしたいかをヒアリングする。ヒアリングにあたっては、何のために・誰のために遺言書を作成するのかを特に明確にする。また、民法の規定(遺留分・法定相続分等)に十分留意しながら、必要に応じ適宜アドバイスを行う。

<遺言方式の説明と意向確認>

自筆証書遺言、公正証書遺言それぞれのメリットとデメリットを説明し、どちらの方式にするか検討または決定してもらう。特に遺言書自体の安全性及び信頼性と、費用のバランスについては十分に説明を行う。(以下、公正証書遺言を前提とします)併せて、証人および遺言執行者の指定について説明を行う。

<遺言の対象となる財産の確認>

遺言の対象となる財産の概要をその場で確認する。
(不動産については名義と住所、預貯金については口座の情報及び大まかな金額)

②調査

<相続人の調査>

戸籍(原戸籍・除籍含)を収集し、相続関係を確認する。
戸籍収集にあたっては、相続関係を丁寧に辿り、特に「他に相続人はいないか」に注意して調査をすすめる。

<相続財産の確認>

- ◆不動産の場合は登記事項証明書及び固定資産評価証明書を取得する。※役場で評価証明書を取得する際、他に不動産が無いかなのため調べてもらう。
- ◆預貯金については通帳の表紙と支店名、口座番号、名義等の記載がある裏表紙のコピーを取得する。

③起案

<証人の決定>

遺言作成時の証人(2名)を誰にするか依頼者と調整し決定する。※1名は受任した行政書士がなくてもよい。

<遺言執行者の決定>

遺言執行者の指定の可否と指定がある場合は誰にするかおよび執行者の権限を依頼者と調整し決定する。

<起案>

依頼者の意向に従い遺言の文案を起案する。内容は適宜、依頼者に確認を行い文面を固めていく。

※書類の収集について

文案以外に、最終的に以下のものを準備・収集する。

- ①遺言者本人の印鑑証明書、②遺言者と相続人との関係が分かる戸籍謄本等、③財産を相続人以外の人に遺贈する場合はその人の住民票、④相続財産関連書類(上記)
- ⑤証人(2名)の名前、住所、生年月日及び職業の情報
- ⑥遺言執行者の名前、住所、生年月日及び職業の情報

④公証人との調整

<公証人との打合せ>

文案および収集資料等を基に公証人と事前打合せ(又はFAX送付でのやりとり)を行う。

<公証人作成文案の確認>

公証人が作成した文案の内容を確認し、依頼者の意思がきちんと反映されているか十分に吟味する。適宜依頼者にも確認を行う。

<公証人手数料の概算>

公証人の手数料額(概算)を確認し、依頼人にも概算額を伝える(作成当日に現金で支払う必要がある)。併せて作成当日には遺言者本人の実印および証人の認印が必要になることも伝えておく。

<日程の確定>

公証役場及び依頼者と遺言書作成本番の日時を確定させる。

⑤作成当日

<公正証書遺言の作成>

公証人が遺言者と証人に対して遺言内容を読み聞かせ、遺言者と証人は内容を確認の上、署名押印を行う。

<正本等の交付>

作成後、正本1通・謄本1通が交付される。原本は公証役場にて長期間(原則として20年間)保存される。

業務における重要ポイント

- ◆戸籍の収集にあたって職務上請求書を使用する場合の注意点
 - ・業務の種類:公正証書遺言の起案
 - ・依頼者:遺言者
 - ・具体的理由:公正証書遺言の起案につき遺言者〇〇の相続関係を特定するため
 - ・提出先:依頼者に渡す
- ◆子どものいない夫婦が公正証書遺言を作成するケースが多いと思うがほとんどの場合「自分に万が一のことがあれば相手にすべての財産を」というパターンである。
この場合片方に万が一のことがあったら遺言を作り直す必要がある旨事前に説明するようにしています。
そうでなければ「もしも受遺者が先に死亡した場合は△△に何々を」という風に二段構え三段構えに記述しなければなりません。

エピソード・教訓・失敗談等

自筆証書遺言のケースで、家裁での検認後不動産登記はすんなりOK、某銀行もすんなりOK、しかし某信金では「遺言執行者が記載されていないので遺言執行者を決めてください。」と言われ家裁に遺言執行者選任届を提出したことがあります。
理由欄には「相続関係図の作成を依頼された経緯があるので相続人の一人から依頼されました」と書いたのですがスナナリ認められて無事解約できました。

お知らせ

研修開催予定

未定

理事会等予定

◆室蘭支部 第1回理事会

平成28年6月13日(月) PM5:30より 場所:中小企業センター

◆三士会パークゴルフ大会

平成28年7月2日(土) 集合:AM9:00 場所:グリーンファーム パークゴルフ

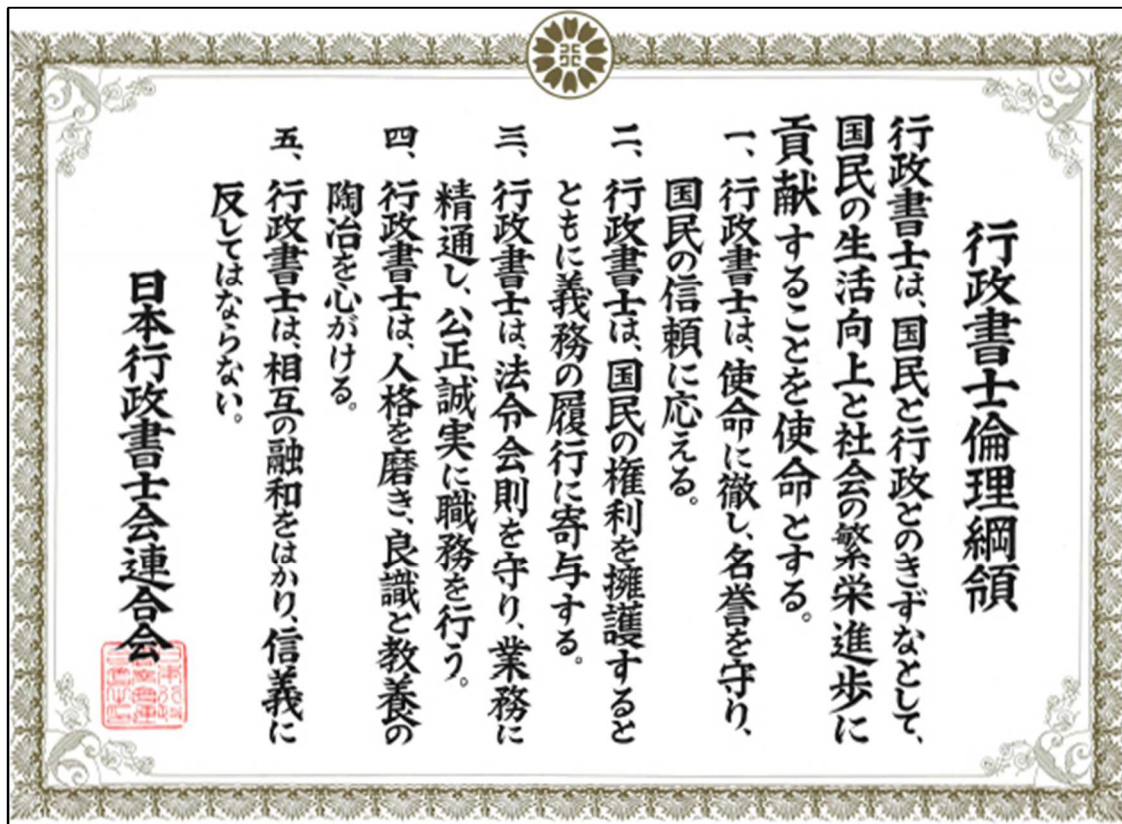
※詳細は別途の案内をご覧ください。

その他

◆くらしの無料相談会について

・現在実施している「くらしの無料相談会」への参加を希望する会員はそれぞれ下記までご連絡をお願いします。

| 地区 | 連絡先 |
|-----------|---------|
| ●室蘭地区 | 高橋(國)会員 |
| ●登別地区 | 大谷会員 |
| ●伊達地区 | 窪田会員 |
| ●洞爺湖・豊浦地区 | 後藤会員 |



【編集後記】

◆物事、自分がわかっていないと説明はできません。しかし、説明するには自分でわかっているだけではダメ、それを説明する力も同時にないといけません。そして、説明する力には、語彙の豊富さや国語の能力、そして表現力や説明する自信にも関わっていると聞きます。会話が違和感なくできているか心配。こんなに文章を書くことが難しいとは思いませんでした。いま思えば、広報担当として何かやらねばと軽い気持ちで編集後記を引き受けてしまったなあ〜と気づいても後の祭り。パソコンに向かってマスを埋める作業をくり返し、自身の語彙力や表現力の乏しさが嫌になりましたため息をつきつつ、編集後記を書いています。手のかかる子ほどかわいいといいますが、読んでいただけたら幸いです。🍀